

新旧対照表

○千葉県再生土の埋立て等の適正化に関する条例施行規則

新	旧
<p>(特定埋立て等の実施の届出)</p> <p>第九条 条例第五条第一項の規定による届出は、再生土の埋立て等届出書（別記第一号様式）を知事に提出して行うものとする。</p> <p>2 条例第五条第一項の規則で定める書類及び図面は、次の各号に掲げる書類及び図面とする。</p> <p>一 条例第五条第一項の規定による届出をしようとする者（以下「届出提出者」という。）が個人である場合にあつては、住民票の写し</p> <p>二 届出提出者が法人である場合にあつては、登記事項証明書</p> <p>三 特定埋立て等に供する区域の位置図、平面図及び断面図</p> <p>四 特定埋立て等に供する区域の土地の登記事項証明書及び公図の写し</p> <p>五 特定埋立て等に使用される再生土を販売した事業者（以下「販売事業者」という。）ごとの搬入量及び搬入期間を記載した書面</p> <p>六 特定埋立て等に使用される再生土の性状を証する書面</p> <p>七 特定埋立て等に使用される再生土の売買に関する事項を記載した書面</p> <p>八 条例第三条第二項及び第四条の規定により講じる措置の内容を記載した書面</p> <p>九 土質試験その他の調査又は試験に基づき特定埋立て等の構造の安定計算（以下「安定計算」という。）を行った場合にあつては、当該安定計算を記載した書面</p> <p>+ 擁壁又は崖面崩壊防止施設（宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和三十一年政令第十六号）第六条に規定する崖面崩壊防止施設をいう。以下同じ。）を用いる場合にあつては、当該擁壁又は崖面崩壊防止施設の断面図及び背面図</p> <p>+ 鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁を用いる場合にあつては、当該擁壁の概要、構造計画、応用算定及び断面算定を記載した構造計算書</p> <p>+ 特定埋立て等の施工の方法及び工程その他知事が定める事項を記載した特定埋立て等施工計画書</p> <p>+ 特定埋立て等が別表第二に掲げる許認可等に該当する場合にあつては、当該許認可等に該当することを証する書面</p>	<p>(特定埋立て等の実施の届出)</p> <p>第九条 条例第五条第一項の規定による届出は、再生土の埋立て等届出書（別記第一号様式）を知事に提出して行うものとする。</p> <p>2 条例第五条第一項の規則で定める書類及び図面は、次の各号に掲げる書類及び図面とする。</p> <p>一 条例第五条第一項の規定による届出をしようとする者（以下「届出提出者」という。）が個人である場合にあつては、住民票の写し</p> <p>二 届出提出者が法人である場合にあつては、登記事項証明書</p> <p>三 特定埋立て等に供する区域の位置図、平面図及び断面図</p> <p>四 特定埋立て等に供する区域の土地の登記事項証明書及び公図の写し</p> <p>五 特定埋立て等に使用される再生土を販売した事業者（以下「販売事業者」という。）ごとの搬入量及び搬入期間を記載した書面</p> <p>六 特定埋立て等に使用される再生土の性状を証する書面</p> <p>七 特定埋立て等に使用される再生土の売買に関する事項を記載した書面</p> <p>八 条例第三条第二項及び第四条の規定により講じる措置の内容を記載した書面</p> <p>九 土質試験その他の調査又は試験に基づき特定埋立て等の構造の安定計算（以下「安定計算」という。）を行った場合にあつては、当該安定計算を記載した書面</p> <p>(新設)</p> <p>+ 擁壁を用いる場合にあつては、当該擁壁の概要、構造計画、応用算定及び断面算定を記載した構造計算書</p> <p>+ 特定埋立て等の施工の方法及び工程その他知事が定める事項を記載した特定埋立て等施工計画書</p> <p>+ 特定埋立て等が別表第二に掲げる許認可等に該当する場合にあつては、当該許認可等に該当することを証する書面</p>

新	旧
<p>十四 特定埋立て等に供する区域の利用に関する計画を記載した書面</p> <p>十五 その他知事が必要と認める書類及び図面</p> <p>3 条例第五条第一項の規則で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。</p> <p>一 届出提出者が法人である場合にあつては、その代表者の氏名</p> <p>二 特定埋立て等に供する区域の位置及び面積</p> <p>三 特定埋立て等の期間</p> <p>四 特定埋立て等の終了後の土地の利用目的</p> <p>五 現場責任者の氏名及び職名</p> <p>六 その他知事が定める事項</p>	<p>十三 特定埋立て等に供する区域の利用に関する計画を記載した書面</p> <p>十四 その他知事が必要と認める書類及び図面</p> <p>3 条例第五条第一項の規則で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。</p> <p>一 届出提出者が法人である場合にあつては、その代表者の氏名</p> <p>二 特定埋立て等に供する区域の位置及び面積</p> <p>三 特定埋立て等の期間</p> <p>四 特定埋立て等の終了後の土地の利用目的</p> <p>五 現場責任者の氏名及び職名</p> <p>六 その他知事が定める事項</p>

新	旧
<p>附 則 (令和五年四月二十八日規則第四十号) (施行期日)</p> <p>1 この規則は、令和五年五月二十六日から施行する。 (経過措置)</p> <p>2 宅地造成等規制法の一部を改正する法律 (令和四年法律第五十五号。以下「改正法」という。) による改正前の宅地造成等規制法 (昭和三十六年法律第百九十一号) 第八条第一項本文 (改正法附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。) の規定による許可は、改正後の千葉県再生土の埋立て等の適正化に関する条例施行規則別表第二第十二号に掲げる許可とみなす。</p> <p>附 則 (令和五年 月 日規則第 号) この規則は、令和五年五月二十六日から施行する。</p>	<p>附 則 (令和五年四月二十八日規則第四十号) (施行期日)</p> <p>1 この規則は、令和五年五月二十六日から施行する。 (経過措置)</p> <p>2 宅地造成等規制法の一部を改正する法律 (令和四年法律第五十五号。以下「改正法」という。) による改正前の宅地造成等規制法 (昭和三十六年法律第百九十一号) 第八条第一項本文 (改正法附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。) の規定による許可は、改正後の千葉県再生土の埋立て等の適正化に関する条例施行規則別表第二第十二号に掲げる許可とみなす。</p>

別表第一 (第五条)

一 一時堆積以外の特定埋立て等の場合の措置

- イ 特定埋立て等に供する区域の地盤に滑りやすい土質の層があるときは、その地盤に滑りが生じないように、くい打ち、土の置換えその他の措置を講じること。
- ロ 著しく傾斜している土地において特定埋立て等を行う場合にあつては、特定埋立て等を行う前の地盤と特定埋立て等に使用された再生土とが接する面が滑り面とならないように、当該地盤の斜面に段切りその他の措置を講じること。
- ハ 埋立て等の高さ(特定事業により生じたのり面の最下部(擁壁又は崖面崩壊防止施設)の上端)と最上部の高低差をいう。以下同じ。)及びのり面(擁壁又は崖面崩壊防止施設)を用いる場合にあつては、当該擁壁又は崖面崩壊防止施設の部分を除く。以下同じ。)の勾配は、次の表に定めるとおりとすること。

埋立て等の高さ	のり面の勾配
五メートル以下の高さ	垂直一メートルに対する水平距離が一・五メートル以上の勾配
五メートルを超え、十メートル以下の高さ	垂直一メートルに対する水平距離が一・八メートル以上の勾配
十メートルを超える高さ	安定計算を行い、安全が確保される勾配

ニ 擁壁を用いる場合にあつては当該擁壁の構造を宅地造成及び特定盛り土等規制法施行令第八条から第十二条までの規定に、崖面崩壊防止施設を用いる場合にあつては当該崖面崩壊防止施設の構造を同令第十四条の規定にそれぞれ適合させること。

- ホ 埋立て等の高さが五メートル以上である場合にあつては、埋立て等の高さが五メートルごとに幅が一メートル以上の段を設け、当該段及びのり面には雨水等によるのり面の崩壊を防止するための排水溝を設置すること。
- ヘ 特定埋立て等の終了後の地盤に緩み、沈下又は崩壊が生じないように、締固めその他の措置を講じること。
- ト のり面を風化その他の侵食から保護するため、石張り、モルタルの吹付けその他の措置を講じること。

別表第一 (第五条)

一 一時堆積以外の特定埋立て等の場合の措置

- イ 特定埋立て等に供する区域の地盤に滑りやすい土質の層があるときは、その地盤に滑りが生じないように、くい打ち、土の置換えその他の措置を講じること。
- ロ 著しく傾斜している土地において特定埋立て等を行う場合にあつては、特定埋立て等を行う前の地盤と特定埋立て等に使用された再生土とが接する面が滑り面とならないように、当該地盤の斜面に段切りその他の措置を講じること。
- ハ 埋立て等の高さ(特定埋立て等により生じたのり面の最下部(擁壁を用いる場合にあつては、当該擁壁の上端)と最上部との高低差をいう。以下同じ。)及びのり面(擁壁を用いる場合にあつては、当該擁壁部分を除く。以下同じ。)の勾配は、次の表に定めるとおりとすること。

埋立て等の高さ	のり面の勾配
五メートル以下の高さ	垂直一メートルに対する水平距離が一・五メートル以上の勾配
五メートルを超え、十メートル以下の高さ	垂直一メートルに対する水平距離が一・八メートル以上の勾配
十メートルを超える高さ	安定計算を行い、安全が確保される勾配

ニ 擁壁を用いる場合の当該擁壁の構造は、宅地造成等規制法施行令(昭和三十一年政令第十六号)第六条から第十条までの規定に適合させること。

- ホ 埋立て等の高さが五メートル以上である場合にあつては、埋立て等の高さが五メートルごとに幅が一メートル以上の段を設け、当該段及びのり面には雨水等によるのり面の崩壊を防止するための排水溝を設置すること。
- ヘ 特定埋立て等の終了後の地盤に緩み、沈下又は崩壊が生じないように、締固めその他の措置を講じること。
- ト のり面を風化その他の侵食から保護するため、石張り、モルタルの吹付けその他の措置を講じること。

新	旧
<p>チ 特定埋立て等に供する区域（のり面を除く。）について、芝張りその他の再生土の飛散を防止するための措置を講じること。</p> <p>二 一時堆積の場合の措置 埋立て等の高さは五メートル以下とし、のり面の勾配は垂直一メートルに対する水平距離が一・八メートル以上の勾配とすること。</p>	<p>チ 特定埋立て等に供する区域（のり面を除く。）について、芝張りその他の再生土の飛散を防止するための措置を講じること。</p> <p>二 一時堆積の場合の措置 埋立て等の高さは五メートル以下とし、のり面の勾配は垂直一メートルに対する水平距離が一・八メートル以上の勾配とすること。</p>